札幌市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年１０月８日

札幌市長　秋元克広

札幌市規則第42号

札幌市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市個人番号利用条例施行規則（平成２７年規則第５８号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第２号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　前		改　正　後	
別表１（第２条関係）		別表１（第２条関係）	
条例別表１の機関	規則で定める事務	条例別表１の機関	規則で定める事務

改正前	
の欄	
1　（略）	
2　市長	（1）　札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業における派遣対象者の認定に関する事務 （2）　札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業における費用の負担額の決定に関する事務 （3）　札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業における派遣の取消し等に関する事務
3～21　（略）	

別表2（第3条関係）

条例別表2の機関の欄	規則で定める事務	規則で定める特定個人情報
1～4　（略）		
5　市長	（1）　札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業における派遣対象者の認定に関する事務	ア　当該事業を利用している者に係る介護認定関係情報 イ　当該事業を利用している者に係る高齢福祉サービス及び障害福祉サービ

改正後	
の欄	
1　（略）	
2　削除	
3～21　（略）	

別表2（第3条関係）

条例別表2の機関の欄	規則で定める事務	規則で定める特定個人情報
1～4　（略）		
5　削除		

改正前			改正後		
		ス等実施関係情報			
	（２） 札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業における費用の負担額の決定に関する事務	ア 当該事業を利用している者に係る生活保護実施関係情報 イ 当該事業を利用している者に係る外国人生活保護実施関係情報 ウ 当該事業を利用している者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報 エ 当該事業を利用している者に係る高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等実施関係情報			
	（３） 札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業における派遣の取消し等に関する事務	ア ５の項（１）の目に掲げる特定個人情報			
６～11	（略）		６～11	（略）	
11の２ 市長	（１）・（２） （略）		11の２ 市長	（１）・（２） （略）	
	（３） （略）	ア～エ （略） オ 当該事業を利用している者に係る介護老人福祉		（３） （略）	ア～エ （略） オ 当該事業を利用している者に係る介護老人福祉

改正前			改正後		
		施設（介護保険法第８条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人保健施設（同条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）への入所に関する情報 カ　（略）			施設（介護保険法第８条第26項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人保健施設（同条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第28項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）への入所に関する情報 カ　（略）
12～18　（略）			12～18　（略）		
19　市長	（１）～（16）　（略）		19　市長	（１）～（16）　（略）	
	（17）　札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付事業における対象者の認定に関する事務	ア　当該事業を利用しようとする者又は利用している者に係る身体障害者手帳関係情報 イ　当該事業を利用しようとする者又は利用している者に係る高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等実施関係情報			
	（18）～（24）　（略）	（略）		（17）～（23）　（略）	（略）
20～35　（略）			20～35　（略）		

改　正　前	改　正　後
備考　（略） １～９　（略） 10　高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等実施関係情報 療育手帳関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６条の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費若しくは基準該当療養介護医療費の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の規定による障害児福祉手当の支給に関する情報、札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する情報、札幌市高齢者福祉電話貸与事業の実施に関する情報、札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する情報、札幌市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業の実施に関する情報、札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する情報、札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業の実施に関する情報、札幌市高齢者配食サービス事業の実施に関する情報、札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業の実施に関する情報、児童福祉法第21条の５の３第１項の規定による障害児通所給付費の支給、同法第21条の５の４第１項の規定による特例障害児通所給付費の支給、同法第21条の５の29第１項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給、同法第24条の26第１項の規定による障害児相談支援給付費の支給、同法第24条の27第１項の規定による特例障害児相談支援給付費の支給若しくは	備考　（略） １～９　（略） 10　高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等実施関係情報 療育手帳関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６条の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費若しくは基準該当療養介護医療費の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の規定による障害児福祉手当の支給に関する情報、札幌市高齢者福祉電話貸与事業の実施に関する情報、札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する情報、札幌市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業の実施に関する情報、札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する情報、札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業の実施に関する情報、札幌市高齢者配食サービス事業の実施に関する情報、札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業の実施に関する情報、児童福祉法第21条の５の３第１項の規定による障害児通所給付費の支給、同法第21条の５の４第１項の規定による特例障害児通所給付費の支給、同法第21条の５の29第１項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給、同法第24条の26第１項の規定による障害児相談支援給付費の支給、同法第24条の27第１項の規定による特例障害児相談支援給付費の支給若しくは同法第21条の６の障害福祉サービスの提供に関する情報、特別児童扶養

改　正　前	改　正　後
同法第21条の６の障害福祉サービスの提供に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の２の規定による特別障害者手当の支給に関する情報、昭和60年法律第34号附則第97条第１項の規定による福祉手当の支給に関する情報、札幌市移動支援事業の実施に関する情報、札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業の実施に関する情報、札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の実施に関する情報、札幌市重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者入浴サービス事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者福祉電話設置事業の実施に関する情報、札幌市成年後見制度利用支援事業の実施に関する情報、札幌市点字図書給付事業の実施に関する情報、身体障害者手帳関係情報、札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する情報、札幌市障害福祉サービス等支給決定情報提供事業の実施に関する情報、札幌市パーソナルアシスタンス事業の実施に関する情報又は札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する情報	手当等の支給に関する法律第26条の２の規定による特別障害者手当の支給に関する情報、昭和60年法律第34号附則第97条第１項の規定による福祉手当の支給に関する情報、札幌市移動支援事業の実施に関する情報、札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業の実施に関する情報、札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の実施に関する情報、札幌市重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者入浴サービス事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者福祉電話設置事業の実施に関する情報、札幌市成年後見制度利用支援事業の実施に関する情報、札幌市点字図書給付事業の実施に関する情報、身体障害者手帳関係情報、札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する情報、札幌市障害福祉サービス等支給決定情報提供事業の実施に関する情報、札幌市パーソナルアシスタンス事業の実施に関する情報又は札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する情報
11　（略）	11　（略）

附　則

この規則は、札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例（令和８年条例第22号）の施行の日から施行する。ただし、別表２の１１の２の項（３）の目の改正に係る部分は、令和９年４月１日から施行する。